

一日総領事館の実施について 《 クリーブランド地域 》
～ 2007年10月23日 ～

2007年10月23日(火)、下記会場に総領事館担当者が出向き、以下のサービスを実施いたしますのでお知らせします。参加ご希望の方で e-mail アドレスがある方は、連絡事項を e-mail で行いますので、JANO (janosakura@yahoo.co.jp) までご連絡ください。

1. 実施項目

◇旅券の交付（あらかじめデトロイト総領事館に申請された方）

◇在外選挙登録申請の受付

◇在留証明及び署名証明の申請受付

2. 会場・時間

(1) レストラン しな乃(予定)

5222 Wilson Mills Rd. Richmond Hts., OH 44143

(2) 10月23日(火) 午後1時～3時

* 予約は不要です。直接会場にお越しください。また、日時、場所等は変更する可能性がありますのでお気をつけください。

3. 申込み要領等

◇ 旅券の交付

・当日は、現旅券ご持参の上、新生児を含め、必ずご本人にお越しいただく必要があります。

2008年9月30日以前に有効期間が満了となる旅券を有する方が対象となります。ただし、機械読み取り式でない旅券（非MRP）及び機械読み取り式旅券（MRP）からIC旅券への切替は、有効期限に関係なく可能です。

・旅券の手続は、すべて申請者個人とデトロイト総領事館の間で行われますので、デトロイト総領事館に対し、以下の要領で直接申請書類を請求してください。申請書の配布、受付などは、当会では行いませんのでご注意ください。

・ 申請書類受付締切…………… 9月24日

(1) 旅券申請書の請求方法

1ドル14セントの切手を張った返信用封筒（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を、申請書の必要枚数、連絡先等を書いたメモ（記載例 ↓）

以下の旅券申請書類を送付してください。	
10年用	枚
5年用	枚
氏名	電話番号
〇〇 〇〇	419-111-1111(自宅・勤務先)

とともに、デトロイト総領事館 旅券係 (Consulate General of Japan, Attn: Passport Section, 400 Renaissance Center Suite 1600, Detroit MI 48243) に郵送してください。総領事館から、申込用紙を含めて、詳しい説明書が送付されます。

(2) 旅券申請書等の提出方法

デトロイト総領事館から送付された申請用紙、添付書類等は、9月24日までにデトロイト総領事館に到達するよう郵送してください（これを過ぎますと、今回の一日総領事館での交付の取扱いができませんので、ご注意ください。）。

手数料は、新旅券受領の際に会場にて、マネーオーダー、又は、会社名義の小切手をご用意ください。なお、現金、パーソナルチェック、クレジットカードは受け付けておりませんのでご了承ください。

10年旅券 \$138.00 5年旅券 \$95.00 (12歳以上) 5年旅券 \$52.00 (12歳未満)

小切手のあて先 : Consulate-General of Japan

旅券交付を受ける際、会場に来なければならない方、持参しなければならない物
a. 乳幼児を含め旅券申請者は全員交付にお越しいただく必要があります。
b. 現旅券
c. 手数料。注) 旅券と証明書の両方を申請ご希望の方は、小切手を別々に作成して会場にお持ちください。あるいは、証明書の手数を現金（お釣りのないよう）でお支払いいただいても結構です。小切手あて先 : Consulate-General of Japan

◇ 在外選挙登録申請の受付

・ 申請書類は、当日会場に準備します。また、あらかじめ総務省のホームページ (www.soumu.go.jp/senkyo/index.html) から申請書入手してご記入いただき、当日、ご本人がお持ちになっても結構です。

登録申請に必要な書類

- | | |
|---------------|--|
| 1. 本人確認のための文書 | 原則として旅券。 |
| 2. 現住所の確認文書 | 住居の賃貸契約書、電気・ガス領収書、等。
ただし、在留届を管轄の在外公館に3か月以上前に提出済み
の場合は不要。 |

(注) 平成19年(2007年)1月1日から、海外居住期間が3か月未満の時期でも登録申請ができるようになりました。在留届を在外公館の窓口へ提出する際などに一緒に行うことができます。もちろん当出張サービスにおいても受け付けております。申請書はいつたんお預かりし、居住期間の3か月経過時に改めて在外公館から所在を確認した上で登録申請先の国内選挙管理委員会あてに送付することになります。

本籍地、最終住所（転出届記載の住所）を番地まで記載できるようご注意ください。

代理人申請をご希望の方は、詳細を直接デトロイト総領事館までお問い合わせください。

◇ 在留証明、署名証明の申請受付

(1) 申請手続

申請用紙を当日会場に準備しますので、会場で総領事館職員に直接申請してください。証明書は約1週間後に申請者（返信用封筒に記載された住所）に郵送されます。証明書の返送途中の紛失につきましては責任を負いかねますので、返信用封筒はトラッキングナンバーのあるものをお勧めい

たします。Federal Express、Airborne Express、DHL、UPS のいずれかをご使用の上、あて名ラベル (Airbill) に記入したものを ご持参ください。なお、切手を張った普通郵便でも受け付けます。

(2) 申請に必要な書類等

(7) 在留証明

- 現在お持ちの有効な日本国旅券をご持参いただくとともに、写真のページ及び現在に至るまでに取得されたすべての米国ビザページのコピーをご用意ください。米国永住権カードをお持ちの方は、その表裏のコピーが必要となります。(米国滞在資格の確認が必要です。)
- 現住所を立証できる文書のコピー (米国の運転免許証、家の契約書、公共料金請求書など)
- 過去の在在住所も含めて証明する必要がある場合は、各住所に対して立証書類が必要です。
- 返信用封筒
- 手数料：10ドル (現金、マネーオーダー、又は、会社名義の小切手のみ)
- 小切手のあて先：Consulate-General of Japan

(4) 署名証明 (割印形式と独立形式の二種類があり、必要数をあらかじめご確認ください。)

- 現在お持ちの有効な日本国旅券をご持参いただくとともに、写真のページのコピーをご用意ください。
- 割印形式の場合、日本から送られてきた署名すべき書類 (総領事館職員の面前で署名及びほ印を押していただきますので、必ず、署名しない状態でご持参ください。)
- 現住所が記載されている米国運転免許証のコピー
- 返信用封筒
- 手数料：15ドル (現金、マネーオーダー、又は、会社名義の小切手のみ)
- 小切手のあて先：Consulate-General of Japan

※証明書手数料は、申請の際、現金 (お釣りのないよう)、マネーオーダー、又は、会社名義の小切手をご用意ください。パーソナルチェックは受け付けておりませんのでご了承ください。旅券も申請される方は小切手を別々に作成ください。あるいは、証明書の手数を現金 (お釣りのないよう) でお支払いいただいても結構です。

その他、不明な点がございましたら事前にお問い合わせください。

旅券申請書請求先 — 在デトロイト日本国総領事館
Consulate General of Japan, Passport Section
400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243
Phone: 313-567-0120 内線 215 / Fax: 313-567-0274